

## 神奈川県鉄道輸送力増強促進会議 令和6年度 要望・回答

## 東日本旅客鉄道 中央本線

番号	要望事項	要望内容	回答
<b>I 輸送力増強</b>			
<b>1 輸送計画の改善</b>			
(1)	運転本数の増加	ダイヤ改正のたび、輸送計画の改善に努めていただいているところですが、相模湖駅及び藤野駅を発着する電車の運転間隔が30分以上の時間帯があり、利用者にとっては不便な状況となっています。 また、相模原市相模湖・藤野地域は、四季を問わず美しい森と湖をメインに大自然の移り変わりを満喫できる、都心から近い観光の拠点となっています。 利用者の利便性向上及び観光振興・観光拠点へのアクセス向上のため、運転本数の増加を図られるよう要望いたします。	列車の運転本数につきましては、お客さまのご利用状況を勘案し決定させていただいております。また、運転間隔につきましても、極力均等化するよう配慮しておりますが、日中時間帯等は特急列車の待ち合わせ等があることから運転間隔を一定に保つことが困難な状況です。 コロナ禍を経て鉄道を利用されるお客さまも回復傾向にあるものの、少子高齢化のほか、新しい生活様式の定着による移動ニーズの変化など取り巻く環境も変わりつつあり、持続可能な鉄道サービスとするためにも効率的な輸送体系とする必要があることをご理解いただきたいと思います。
番号	要望事項	要望内容	回答
<b>II 利便性向上</b>			
<b>1 駅施設等の整備</b>			
(1)	藤野駅ホームの屋根の増設	藤野駅ホームの屋根は、屋根延長が1両半程度と不十分であり、また、ホーム幅も狭いことから、雨天時等にはホームが大変混雑する状況となっています。 つきましては、ホーム屋根の更なる延長増設に取り組まれるよう要望いたします。	ホームなどへの上家については、中長期的な計画として乗降人員などを勘案し、順次整備を進めています。
(2)	高齢者、障害者、乳幼児連れの保護者等に配慮した駅施設の改善等	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」に基づき、バリアフリー化について、整備を進めていただいているところですが、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」も踏まえ、誰もがより安全かつ自由に駅を利用できるよう、引き続き、次の事項について、特段に配慮されるよう要望いたします。	回答は東海道線Ⅱ-3-(13)と同様とさせていただきます。
		①転落防止 ホームドアまたは可動式ホーム柵をはじめとするホームからの転落防止施設について、相模湖駅及び藤野駅にも早期に設置していただくよう要望いたします。 あわせて、ホームと車両との段差及びすき間の解消についても、ホームのかさ上げや、プラットホーム縁端部へのくし状ゴムの設置など、引き続き取組みをお願いいたします。	回答は東海道線Ⅱ-3-(13)と同様とさせていただきます。

番号	要望事項	要望内容	回答
		<p>②バリアフリートイレ等 相模湖駅及び藤野駅において、バリアフリートイレ等の設置、妊産婦・乳幼児連れの保護者等が安心して利用できるような施設(子どもサイズの便器・洗面器・ベビーベッド、授乳室等)や、大人や体の大きな子どもも使用可能な大きめのシート(ユニバーサルシート)などの整備についても、引き続きの取組みをお願いいたします。大きめのシート(ユニバーサルシート)の設置については、県全体としても今後推進していく方針であり、利用者から要望の多い設備でありますので、一層のご協力をお願いいたします。加えて、病気や疾患等でおむつや尿漏れパッドを利用される方も増えていることから、男性用トイレにもサンタリーボックスを設置していただくよう要望いたします。</p>	回答は東海道線Ⅱ-3-(13)と同様とさせていただきます。
		<p>③エレベーター、AED等 相模湖駅及び藤野駅において、高齢者、障害者をはじめとした利用者にとって、円滑な移動経路の確保が可能となるよう、一層の整備を要望いたします。 また、傷病者を安全・確実に搬送するため、救急担架(奥行き2.0m、幅0.6m程度)が容易に収容できるエレベーターの設置を駅改良工事等にあわせて行っていただくよう要望いたします。また、設置が困難な場合には、代替案として、足部等が折りたたむ等、コンパクトにエレベーターへ収納することが可能なサブストレッチャー(搬送補助器具)の整備及び駅構内の階段を利用した搬出時の駅係員等の協力体制の確保を要望いたします。</p>	回答は東海道線Ⅱ-3-(13)と同様とさせていただきます。
		<p>④車両等 移動等円滑化された車両の整備、案内表示の整備や優先席付近の整備の工夫などの車両の改良、移動制約者が利用しやすい新車両の開発や早期導入を引き続き要望いたします。 また、相模湖駅及び藤野駅の構内において、車いすやベビーカーなどの利用者に対する相互理解を深めるためのポスター等の掲出についても引き続き取組みをお願いいたします。</p>	回答は東海道線Ⅱ-3-(13)と同様とさせていただきます。

番号	要望事項	要望内容	回答
		<p>⑤案内表示等</p> <p>これまで、駅案内サインの改善に取り組んでいただいているところですが、相模湖駅及び藤野駅において、引き続き改善に取り組むようお願いいたします。特に案内サインなど各掲示物については、カラーユニバーサルデザインの考えを取り入れるなど、色覚障害者の方への配慮をお願いいたします。</p> <p>視覚障害者の方には、駅出入口やトイレ、エレベーター等駅構内各所における音響音声案内装置の設置などを適切に配置するなど取組みをお願いいたします。</p> <p>聴覚障害者の方には、電光掲示板などの文字による情報提供をお願いいたします。特に、事故発生時など、緊急時における情報提供については、特段の配慮をお願いいたします。このほか窓口においては筆談用の道具を備えるなど、環境の整備に取り組むようお願いいたします。</p> <p>加えて、駅構内のAED設置場所がすぐに分かるような標識の設置や、駅構内図へのAEDの設置場所の記載等を引き続き要望いたします。</p> <p>また、ウェブサイトにおける積極的な情報提供についても取り組むようお願いいたします。特に、工事等による一時的な設備の使用中止と代替手段の情報は、移動が困難な高齢者や車いす利用者にとって必要な情報です。現場での案内表示と合わせて、ウェブサイトでの情報提供にも取り組むよう要望いたします。また、その際は、様々な利用者が情報にアクセスしやすいよう配慮をお願いいたします。</p>	<p>回答は東海道線Ⅱ-3-(13)と同様とさせていただきます。</p>
		<p>⑥人員対応</p> <p>誰もが安心して鉄道を利用するためには、バリアフリー化の整備だけでなく、バリアフリーに対する理解の増進や個々の特性に応じた対応等が重要となることから、引き続き、利用者への心のバリアフリーの啓発に取り組まれるよう要望いたします。</p> <p>障害者差別解消法の改正により、民間事業者においても合理的配慮の提供が義務化されました。利用者への駅職員による積極的な声かけや主要駅へのサービスマネージャーの配置、「サービス介助士」資格取得推進などの実践に即した教育、訓練に加えて、障害者差別解消法の趣旨や合理的配慮について理解を深めるための研修などを駅職員に対して実施していただくよう要望いたします。さらに、利用者の行動特性を的確に把握したうえで、必要な職員を適正に配置し、駅における介助体制の更なる充実を図っていただくようあわせて要望いたします。</p> <p>また、事前的改善措置として、環境整備にも積極的に取り組むようお願いいたします。</p>	<p>回答は東海道線Ⅱ-3-(13)と同様とさせていただきます。</p>